

2026年度愛知県予算への重点要望書（革新県政の会）

<もくじ>

第1章 くらし・福祉を最優先に

I. 県民のいのちと暮らし、福祉、医療を守るために

- (1) コロナ感染症対策の教訓を踏まえ、保健・医療体制を拡充・確立するために
- (2) 子どもと障害者、高齢者等の福祉医療制度の拡充を
- (3) 高齢者が安心して暮らせる介護をはじめ環境の保障を
- (4) 障害者・児が地域で安心して生活できる愛知を
- (5) 誰もが健康保険証一枚で負担の心配なく受けられる医療を

II. 健康で文化的な生活を誰にでも

- (1) 利用しやすい生活保護制度と低所得者への福祉改善を
- (2) 県営住宅の改修・改善を急ぎ、空き部屋解消で住む場所に困らない愛知を
- (3) 進められている「愛知多文化共生推進プラン 2022」を一層充実させること

第2章 子育て支援に全力を

I. すべての子どもの権利を保障する福祉の充実を

II. どの子も生き生き学ぶことができる教育・学校づくりを

- (1) お金の心配なく学べるよう、学校教育にかかる保護者負担の軽減を
- (2) 教育予算を大幅に増やし、ゆきとどいた教育の実現を

第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現

1) 中小業者の技術を生かし、豊かな農林漁業振興で経済活性化を

I. 地域の資源を活かした地域内循環経済の構築を

II. 食の安全を確保し、県土を守る豊かな農林漁業を

2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現

I. すべての性の意見が反映された「ジェンダー平等社会」を

(1) 「ジェンダー平等社会」の推進

(2) 誰もが自立して働ける愛知を

II. 青年が希望を持って学び、働ける愛知を

III. 県民がいきいき働けるルールづくりを

IV. コロナ禍の影響が残るなか中小業者の営業と暮らしを守る

(1) 物価高騰・円安対策のため、中小業者特別支援施策を実施すること

(2) 地方税等の減免制度と徴収猶予について国・自治体に働きかけること

(3) 全中小業者に必要な資金を融資し、中小業者の経営を守ること

3) 文化、芸術、スポーツが光る愛知を

I. 県民のくらしを豊かにする文化、芸術活動、鑑賞を

II. スポーツのあり方を県民本位の施策で

第4章 安全、平和をまもる愛知へ

I. 地震・風水害、原発災害から県民を守るために

(1) 災害から県民を守るために

1) 地震・津波への備え

2) 台風・豪雨・土砂災害への備え

3) 避難計画・避難所・仮設住宅など

4) 産業関連

5) 防災行政

Ⅱ.「SDGs 未来都市」めざし県民が安心して暮らせる環境にやさしい愛知を

(1) 自治体の役割をしっかりと果たし、環境と県民の健康と安心を第一に

(2) 温暖化防止対策の積極的な推進を

(3)「原発ゼロ社会を目指す愛知県宣言」を行い、行動にうつすこと

(4) 環境と県民生活に影響を与える事業はゼロから見直しを

(5) 環境に影響を与える事業は計画段階から県民参加で

(6) 環境首都あいち（環境先進県）をめざしてより積極的な施策を

(7) リニア中央新幹線事業は中止して県民生活に必要な交通基盤の拡充を

Ⅲ.「非核平和愛知県宣言」を行い、憲法9条が生きる平和な愛知を

(1)「非核平和愛知県宣言」を制定し、憲法9条を基本に平和を守る県政を

(2) 空と海の平和な港を維持し、愛知が軍需産業の拠点化にならないために

第5章 市町村と県民を応援する県政を

(1) 県民の暮らしを守る土台をつくる県政を

(2) 一部の大企業だけが潤う「日本一元気な愛知」づくりではなく、国の悪政から県民生活を守る県政を

(3) 財界の意向を重視する県政ではなく、県民や市町村、県職員の声が生きる県政を

(4)「平成の大合併」と行革により過疎化が進んでいる市町村・地区に対して実態に合った特別の対策を

(5) 消費税反対の立場から県民の暮らしを守る愛知を

愛知県知事
大村 秀章 様

2025年9月25日

くらし、教育、平和をまもる清潔な
革新県政をつくる会（革新県政の会）
代表 樽松 佐一

2026年度愛知県予算への重点要望書

はじめに

日頃からの県政運営及び物価高などからいのちと暮らし、営業を支える取り組みに敬意を表します。

さて、2025年は「女性差別撤廃条約の批准」、「男女雇用機会均等法の施行」から40年の節目の年です。しかし、愛知県の「ジェンダー平等」は全国水準で低位に推移したままです。47都道府県の中で「男女の賃金格差」が大きく、とりわけ「女性の管理職割合」は最下位に甘んじるなど、SDGsの目標達成を掲げる愛知県の役割の発揮が求められます。

新型コロナのウイルス感染症、能登半島地震と相次ぐ災害を通して、市町村合併、職員削減、公務の営利企業への委託の拡大といった、効率性と営利企業の利潤を最優先する新自由主義もとでの自治体運営では、県民のいのちと暮らしを守る自治体の役割が果たすことが出来ないことは明らかとなっています。

『あいちビジョン2030』は、「イノベーションを創出する愛知」「世界から選ばれる魅力的な愛知」をうたい、国際展示場やジブリパークなどの大型事業をすすめ、経済を最優先させる中部国際空港の第二滑走路やスタートアップ拠点などの大規模構想に加え、難航が続くリニア中央新幹線などビッグプロジェクト中心にすすめ地域のさらなる発展につなげていくとしています。

しかし産業政策と比べて市町村が実施する医療・福祉制度への愛知県の冷たさは、東京都と対比すると一層顕著です。東京都が実施している「学校給食無償化のための補助」「国保への一般会計からの独自補助」「18歳までの医療費助成制度への補助」「加齢性難聴者に対する補聴器購入助成」「高齢者・障害者へのエアコン購入助成」について、愛知県は市町村への独自補助を一切行っていません。

高齢化と少子化により大都市中心部への人口が集中し、自治体大合併による地域での生活拠点等の減少で、全国第2位の経済力を持つ愛知県内にも奥三河や半島の先端部で人口減少によるコミュニティの存続が危ぶまれる地区も生じています。

先の参議院選挙で、自民党政治への審判が下されました。同時に、外国人敵視を売りにする排外主義・極右的主張する政党が議席を伸ばしたことは注視しなければなりません。だれもが安心して暮らせる地域、多文化共生をすすめていくことが大切です

物価高から県民のいのちと暮らしを守り、格差を是正し安心して暮らせる施策の実行が求められています。愛知県が積極的に医療、介護、保育、教育の体制の充実、中小事業者支援と地域産業の推進とともに、県内市町村が行う施策に援助をすすめることが必要です。そして、平和で持続可能な社会へむけ積極的に取り組むことが求められています。

一方で、第5回アジアパラ競技大会には、膨大な経費が想定され、その総額が見通し出来ない中、すすめられており県民の意見など踏まえた取り組みが不可欠となっています。

国は、2023～27年度までの軍事費総額を43兆円にするとしています。その財源確保のために「社会保障関係費以外」で行うとしていますが、医療や介護、年金などの改悪が続いておりその保証はなく、消費税増税や社会保障関係費のさらなる削減が狙われることは明らかなです。そうした国の動きに対して、愛知県として県民のいのちくらし生活を守る政策及び県内自治体の支援などについて、憲法をくらしに活かす立場ですすめていくことが求められています。

つきましては、革新県政の会は、県民生活を守る立場から、愛知県に対する来年度予算についての要望をまとめましたので提出させていただきます。真摯にご検討の程、よろしくお願い致します。

第1章 くらし・福祉を最優先に

医療や福祉の現場では深刻な人材不足が続いており、ケア労働者の人員増や処遇改善など抜本的な対策が求められています。とくにコロナ感染症対策の教訓を踏まえ、保健・医療・福祉など県民のいのちと健康をまもる体制の拡充が急務です。

県内市町村が、福祉医療・介護・障害福祉・国保等の医療・福祉施策で地域住民の願いに応じて改善に努めている一方、県の対応は市町村の水準から大きく立ち遅れています。

また、全産業平均で低いとされるケア労働ではたらく労働者の多くを女性が占めています。「男女の賃金格差」が大きな愛知県だからこそ、その是正に向けた施策は急務です。

県は国の悪政から県民をまもる「防波堤」として、県民福祉の増進という本来の役割を果たすことが求められています。

I. 県民のいのちと暮らし、福祉、医療を守るために

(1) コロナ感染症対策の教訓を踏まえ、保健・医療体制を拡充・確立するために

①コロナ感染症対応の教訓を踏まえ、11保健所と6保健分室2駐在に再編・縮小された保健所を検証し、新たなコロナ感染症蔓延等に対応できる必要な見直し拡充を行うこと。保健師などの増員により保健所機能を充実し、保健センター・福祉事務所・地域包括支援センター・医療機関・介護施設などと協力して、学区単位での「地域包括ケア（健康なまちづくり）」のネットワークづくりを進めること。

②「地域医療構想」の推進にあたっては、安易な病床機能転換や病床削減を行わず、先ず必要病床の不足医療圏の解消に努め、県民医療充実の立場から具体化し推進すること。とくに感染者受け入れ病床・施設を十分確保し、協力医療機関・施設へは十分な財政支援を行うこと。

③県立病院は充実すること。とくに精神医療、障害児・者医療、小児医療、へき地医療などの分野に責任をもって対応すること。東三河北部医療圏での透析医療を含む医療体制の確保に、県としても責任を持って支援すること。

- ④県立がんセンターについて今後も経営形態を維持すること。
- ⑤医学生への奨学金拡充、研修制度への支援、女性医師の出産・育児等への援助、勤務医の労働条件改善など、総合的な計画を持って医師不足対策を進めること。
- ⑥上記①～⑤での保健・医療・福祉の体制拡充に沿って、看護師・介護士等の養成段階からの需給計画を改めて作成すること。看護師等養成所運営費補助金の補助基準を増額すること。また県看護修学資金を復活し充実・拡充を行うこと。介護士養成にも必要な支援を行うこと。
- ⑦医療施設のエネルギー・物価高騰における大幅な経費負担増に対する財政支援を行い、安定したサービス提供を支援するとともに、報酬引き上げを国に働きかけること。

（２）子どもと障害者、高齢者等の福祉医療制度の拡充を

- ①子ども・障害者・高齢者・ひとり親家庭の福祉医療制度を縮小せず、存続・拡充すること。
- ②県内市町村の対象から大幅に遅れをとっている子どもの医療費無料制度を、通院・入院とも 18 歳まで拡大すること。
- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げること。精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持していない自立支援医療（精神通院医療）の医療費窓口負担を無料にすること。
- ④70 歳から 74 歳の高齢者の医療費負担は 2 割自己負担を 1 割とし、75 歳以上の高齢者の医療費の 1 割負担は無料とする、県独自の助成制度を設けること。
- ⑤妊産婦医療費助成制度を創設すること。
- ⑥入院時食事療養の標準負担額も福祉医療制度の助成対象とすること。

（３）高齢者が安心して暮らせる介護をはじめ環境の保障を

- ①高い保険料と利用料を抑え、利用しやすい介護保険に改善するため、公費負担割合を当面 6 割に引き上げるよう国に働きかけること。また、県独自の介護保険料・利用料減免制度を創設すること。
- ②収入減少を理由とした保険料減免制度の前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善するよう、県としても支援すること。
- ③年金収入だけで生活している人も入れる、特別養護老人ホームや小規模多機能施設など高齢者福祉施設を大幅に増やし、特別養護老人ホーム待機者をゼロにすること。要介護 1・2 の方の特例入所について、広報を積極的に行い、入所希望者に適用すること。特別養護老人ホーム待機者調査を毎年実施すること。施設入所時の食費、住居費の県独自の補助制度を創設すること。
- ④2024 年 4 月介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が引き下げられたことに伴い苦境に陥っている訪問介護事業所に対し、県として支援を行うこと。
- ⑤県独自に、介護職員の処遇改善・人材確保のための施策を実施すること。
- ⑥介護・福祉施設のエネルギー・物価高騰における大幅な経費負担増に対する財政支援を行い、安定したサービス提供を支援するとともに、報酬引き上げを国に働きかけること。
- ⑦総合事業の訪問生活支援サービス単価を大幅に引き上げること。少なくとも名古屋市と

同じ訪問介護の 9 割とすること。

⑧「地域包括ケアシステム」の構築に当たっては、「包括支援センター」は民間事業者への安易な丸投げを行うのではなく、自治体ごとに 1 か所は市町村直営とするなど、誰もが気軽に医療・介護の相談ができる公的窓口を数多く設置するよう支援すること。

⑨高齢者をはじめとする住民の「移動」の保障のため、県としても公共交通の確保に努めること。合わせて市町村が実施する「巡回バス」などへの財政支援を県としても行うこと。

⑩県として中等度からの加齢性難聴者の補聴器購入補助を行うこと。また、加齢性難聴を早期発見するために健康診断に無料の聴力検査を加えること。

（４） 障害者・児が地域で安心して生活できる愛知を

①虐待対応が増え続けている。児童虐待児童・障害者相談センターの管轄範囲を抜本的に見直すとともに、障害相談・養護相談に対応できる職員を増やすこと。

②県内すべての市町村に児童発達支援センターを早急に設けること。

③身体・知的・精神を問わず、すべての障害者・児が 24 時間 365 日、地域で安心して生活できるよう、居宅介護・移動支援事業者への支援、通所施設への支援を行うこと。また、グループホームや入所施設などを含め多様な暮らしの場を確保・拡充すること。

④重度訪問介護、同行支援、居宅介護等の時間数の市町村格差がなくなるよう、県から十分な支援をすること。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などの負担の無償化を進めること。

⑥40 歳以上の特定疾患・65 歳以上障害者について、一律に介護保険利用優先とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できる通知を市町村に徹底すること。

⑦障害者グループホームの夜間職員は、必ず複数配置にするよう基準を定め、それが可能な報酬単価に改善するよう国に要望し、県としても助成すること。

⑧特別障害者手当の県負担分を含め、各手当について物価上昇分を含め大幅に引き上げること。

⑨愛知県障害者差別解消推進条例でも昨年 4 月から民間事業者に合理的配慮の提供が義務とされているので、民間事業者への周知をはかること。

⑩福祉施設のエネルギー・物価高騰における大幅な経費負担増に対する財政支援を行い、安定したサービス提供を支援するとともに、報酬引き上げを国に働きかけること。

（５） 誰もが健康保険証一枚で負担の心配なく受けられる医療を

①健康保険証のマイナカード一本化をやめ、各種健康保険証の発行を復活するよう、国に働きかけること。当面、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、すべての国保加入者に「資格確認書」を交付すること。

②国民健康保険制度については、国庫負担の増額を国に求めること。1 兆円の公費投入で協会けんぽ並みの保険料（税）にするとともに、均等割・平等割保険料（税）を廃止するよう国に働きかけること。

③県の一般会計から国保会計への繰り入れで、納付金を 1 人平均 3 万円引き下げ、高い国保料（税）を引き下げること。

④県とともに市町村も保険者であることを踏まえ、市町村での一般会計の繰り入れや独自

の減免制度については、市町村の意向を尊重すること。保険料（税）水準の統一を口実にして、市町村独自の保険料（税）減免・独自控除の廃止を求めないこと。

⑤県として18歳までの子どもの均等割保険料（税）減免制度を創設すること。市町村が独自に行う減免制度を広く認めること。

⑥収入減少を理由とした減免制度は、当年所得減少割合を10分の8以下、前年所得要件を1,000万円以下および減免割合を改善するよう市町村に働きかけること。

⑦国保の一部負担金の減免制度を活用できる基準に改善すること。

⑧国民健康保険の傷病手当金・出産手当金制度を創設すること。

⑨後期高齢者医療へ県としての独自補助を行い、広域連合と協力して保険料を軽減すること。

⑩保険料（税）滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を課す制裁措置の中止を国と市町村に働きかけること。

⑪保険料（税）滞納者の生活実態の把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などの迅速な実施を国と市町村に働きかけること。

Ⅱ．健康で文化的な生活を誰にでも

（１） 利用しやすい生活保護制度と低所得者への福祉改善を

①「生活保護の申請は国民の権利です」「ためらわずにご相談ください」（厚生労働省）を全市町村の窓口に掲示するよう働きかけること。「水際作戦」、自治体間「たらいまわし」は断じて行わないこと。

②扶養照会について、長期入院患者・専業主婦・未成年者・高齢者・長期間音信不通など仕送りが期待できない親族、「要保護者の生活歴などから特別な事情があり、明らかに扶養ができない」「夫の暴力から逃れてきた母子」「虐待などの経緯がある者」などは照会の必要がないものとする。

③最高裁判所の判決を受けて、生活保護の違法な減額処分を直ちに取り消し、回復するよう関係する国に働きかけること。あわせて、物価や光熱費の高騰が、生活困窮者の生活を直撃しており、低すぎる生活保護基準の引き上げを国に要望し、県としても手当を支給すること。

④生活保護費引き下げに連動する諸施策の基準を引き下げないように市町村を援助すること。

⑤生活保護の医療扶助を「医療券」から「保険証」に変えること。

⑥申請すればすぐに借りられるよう緊急小口貸付制度を改善すること。

⑦低所得者への家賃や光熱水費の補助制度を整備・改善すること。

⑧生活保護利用者（生活保護費で支給されない場合）、低所得世帯に、エアコン購入費助成制度を設けること。

（２） 県営住宅の改修・改善を急ぎ、空き部屋解消で住む場所に困らない愛知を

①老朽化した県営住宅の建替えをさらに急ぐこと。その際、アスベスト飛散対策を厳重にとること。建替えはPFI事業ではなく、県が責任をもって行うこと。また計画修繕（大規模修繕）を復活し、県営住宅の長寿命化計画を進めること。その際、エレベーターの設

置を促進すること。また、光熱費ゼロ住宅を基準に太陽光パネル、二重ガラスなどを使用すること。

②県営住宅の空き家修繕など空き家対策を早急に行い、募集件数を大幅に増やすこと。

③若者や低所得の単身者が県営住宅に入居できるよう改善すること。また、所得の低い若者などに対し、家賃補助制度を創設すること。県内の大学と協力して空いている県営住宅を学生寮として貸し出すこと。

④県営住宅の耐震状況と地震対策を明らかにし、県営住宅居住者に周知すること。

⑤アスベスト材が使われている建物の、飛散防止対策を行うこと。

(3) 進められている「愛知多文化共生推進プラン 2022」を一層充実させること

①愛知県内には日本語教育の必要な児童が全国一多いという現状がある。対策を市町村まかせにせず、県からも財政支援すること。

ア、外国人の子どもや日本語を母語としない子どもの不就学をなくし、学習権を十分に保障すること。

イ、小・中・高校など学校教育段階での日本語指導については、初期指導に市町村ごとに差が出ないような実施の仕組みの構築と財政的支援をすること。

ウ、外国人児童生徒支援員や日本語指導協力員など、日本語指導に掛かる担当者を正規雇用し、すべての学校に必要な人数の配置を行うこと。

エ、学校教育における関係者の日本語教育の知見の共有を図るとともに、研修参加費などの財政的支援をすること。

②2026年度には、新たに3校の県立夜間中学開校予定であるが、どのような事情がある生徒でも学びやすい学校にするための予算を十分にとり、柔軟な受け入れおよび学習が進められるようにすること。

③外国人が県内で生活するために必要な情報を多言語で作成し、市町村に配布すること。とくに医療・防災・失業・生活保護のように急を要するものはパンフレットにして広く配布すること。また、外国人労働者が帯同する家族の増加も踏まえ、教育上の様々な情報が共有できるように関係機関との連携をもとに多言語版のパンフレットの作成を急ぐこと。ホームページにも多言語で掲載すること。

④相談先の紹介だけでなく、その場で通訳を交えて相談できるワンストップサービスをつくること。また、平日休めない外国人のために土日夜間の相談や、無料通話のできるSNSをつかった相談サービスを行うこと。

⑤日本語教育を受けたことがない「家族帯同」の外国人への日本語教育を行政主導で進めること。

⑥在日外国人学校などの教育施設助成に、差別的措置をしないこと。

第2章 子育て支援に全力を

深刻な少子化の根本には、若者が結婚したくても経済的な理由などからできないことに加え、子育てに費用がかかりすぎるなどがあります。保育料の軽減や給食費無償化、

保育士の配置基準の改善で子どもの豊かな発達を保障することが必要です。教育では保護者負担を軽減しお金の心配なく学べるようにすること、教育予算を大幅に増やし深刻な教員不足の解消や少人数教育の実現などが求められています。

I. すべての子どもの権利を保障する福祉の充実を

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1をすべての市町村・施設において早期に確実に実現するよう県としての経過措置期間に期限の定めを設け、必要な支援を行うこと。保育士配置改善事業費の拡充など、県独自に、公私間の格差なく、抜本的に改善すること。また国にもさらなる改善を求めること。

②保育士の離職を防ぎ定着を図るための具体的な施策を迅速に実施すること。保育士の賃金と労働条件改善のため、抜本的な待遇改善を国に要請するとともに、県として独自の補助を実施すること。職員が育児・介護等のための休暇を躊躇なく取得できるよう、保育士配置改善事業費の拡充など、代替職員の確保等に必要な財政的支援を行うこと。

③児童福祉法24条第1項に基づき保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たすように、各自治体に対して働きかけを行うこと。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)することがないよう市町村に対し十分な定員の確保を求めること。待機児童や保留児童(隠れ待機児童)がいる場合の対策は認可保育所の整備・増設によって行うこと。市町村が安易な公立施設の統廃合や民間移管を行わないよう助言し、人口減少地域については、市町村が施設を維持し、ゆとりある保育を推進できるよう、財政面も含めて支援すること。

④認定こども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育、認可外保育施設等、施設形態の違いによって受ける保育に格差が生じることのないよう、年1回の実地検査を確実に実施し、保育水準を確保するとともに援助や補助を行うこと。企業主導型保育事業への実地検査についても県独自のとりくみとして強化し、市町村との連携や情報共有を図ること。

⑤幼児教育・保育の無償化の対象となるすべての施設が、認可保育施設と同等の基準を満たすことができるよう、運営費・施設整備費を補助すること。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(2019年法律第7号)附則第4条に基づく指定施設については、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を至急実施すること。

⑥幼児教育・保育施設の給食費無償化の制度を創設すること。食材は地産地消・有機農産物(オーガニック)化をめざすこと。市町村に対し、自園調理を行うことが原則である旨を改めて周知すること。

⑦小中学校の給食費無償化の制度を創設すること。食材は地産地消・有機農産物(オーガニック)化をめざすこと。

⑧学童保育所において、学校の長期休業中の給食実施を推進すること。そのために必要な施設の整備、人員の確保、光熱水費、食材費等は公費で負担するよう支援すること。

⑨学童保育所を増設し待機児童をただちに解消すること。独立した施設として設置し、学校や幼稚園の空き教室の利用等は順次解消すること。

⑩学童保育指導員は常勤による配置を徹底すること。指導員の処遇を抜本的に改善するため、県として独自の補助を実施すること。また、国に対しては学童保育所を児童福祉法第

7条の児童福祉施設へ位置付けるとともに、最低基準の内容を改めて構築するよう要請すること。

⑪教育・学習支援への取り組みを積極的に行い、また児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている「無料塾」や「こども食堂」の取り組みをさらに支援すること。

⑫子どもの人権を保障し、児童虐待に迅速に対応するためにも、児童相談所を質・量とも充実させること。福祉司・心理司などの専門職員の増員を行うとともに、研修システムと待遇の改善を行うこと。また、2カ所しかない一時保護所の増設を行うこと。

⑬2022年に報告されたヤングケアラー調査の結果を生かし、当事者を必要な社会保障・社会福祉制度につなげられるようにすること。

Ⅱ. どの子ども生き生き学ぶことができる教育・学校づくりを

(1) お金の心配なく学べるよう、学校教育にかかる保護者負担の軽減を

①小中学校での教育活動に不可欠な給食費、教材費など学校納付金を無償にすること。

②高等学校では県独自の教育無償化制度を導入すること。当面年収500万円以下の家庭の子どもの教育活動に不可欠な教材費、生徒会費など学校納付金を無償にすること。また国へ「高校無償化」復活を申し入れること。需用費を大幅に増額し、消耗品等の費用を保護者に負担させないこと。

③定時制・通信制に通う子どもたちの就学を保障するため、支援制度を充実すること。

④県立高校の空調設備の保護者負担をなくすこと。

⑤私学助成を増額し、保護者負担を軽減すること。

⑥就学前保育・教育について、無償化制度導入を進めること。

⑦女子児童・生徒・学生が安心して通学でき自由に利用できるように、女子トイレの個室に返却不要の生理用品を設置すること。

⑧生徒用タブレット等については、今後もすべての家庭が自己負担なしに使用できるように予算措置すること。

(2) 教育予算を大幅に増やし、ゆきとどいた教育の実現を

①全国最低レベルの小、中、高、特別支援学校に対する予算を、大幅に増額すること。

②子どもたちに豊かな学力を保障するため、小学校・中学校・高等学校の30人学級の早期実現・教職員定数増を行うこと。

③全ての学校に正規教職員を増やし、教員の長時間過密労働を解消すること。「1年単位の変形労働時間制」の導入をしないこと。特に、2022年の文科省調査で明らかとなった「教師不足」を早急に解消すること。

④スクールカウンセラーを全校に配置し、スクールソーシャルワーカーは有資格者とし、全校をカバーできる配置にすること。

⑤児童・生徒・学生が心・体の悩みを気兼ねなく相談できるよう、養護教諭を複数人配置すること。

⑥学校から体罰を根絶し、子どもの権利条約にもとづいた教育を進めること。

- ⑦「県立学校再編将来構想」において、探究型中高一貫校だけにかたよった予算配分をしないこと。教育内容が「人材教育」や「さらなる競争主義」をあおるものとならないようにすること。県立学校附属中学(県立夜間中学)やフレキシブルハイスクールなどについては同一校勤務の職員の待遇が同等になるよう制度を整えること。
- ⑧既存の学校の「魅力化・特色化・再編」については、学科やコースの改編や統廃合の押し付けにならないよう、該当校の教職員や生徒、保護者、同窓会、地元自治体、教職員組合などの声を充分に取り入れること。
- ⑨学校給食は、子どもの健康と食の安全を守るため自校直営方式を推進すること。給食の民間委託を行わないこと。栄養教諭を配置すること。
- ⑩希望するすべての子どもたちが高校に進学できるよう学習支援体制を整備すること。当面「進学見込み率」を計画進学率に戻し、93%とすること。
- ⑪過大・過密解消、長時間で遠距離通学解消のため、今後も新たな障害種別の障害児学校(特別支援学校)を新設すること。障害児学校の重複学級を増やすなど豊かな障害児教育を実現すること。特に、2022年の文科省調査で明らかとなった「教室不足」を早急に解消すること。
- ⑫「インクルーシブ教育」のあり方を検討し、障害のある子どもたちがどの学校においてもその発達が保障されるよう条件整備を進めること。
- ⑬「高等学校における通級による指導」の予算を大幅に拡充し、その規模を拡大すること。
- ⑭県立学校の老朽校舎・危険校舎を早期に改築、改修すること。トイレの温水洗浄機付き暖房便座の整備を行うこと。小中学校のトイレの改修について財政支援を行うこと。
- ⑮ＩＣＴ機器・情報インフラについては教育格差が広がらないよう、生徒の自己負担なしに早急に条件整備を行うこと。また、専門・専任のＩＣＴ支援員を各校に配置すること。
- ⑯教科書採択のための教科書展示会の会場を市区町村に1カ所配置し、人的配置など予算措置を進めること。
- ⑰不登校生徒、高校中退者、無業者に対する、学び直し、および自立支援の取り組みの充実を図ること。
- ⑱義務教育を受けることができなかつたり十分に学べなかつたりした人々への義務教育段階における普通教育を保障する夜間中学については、必要な人員や施設整備を十分に手配できるよう予算を確保し、多様な教育的ニーズに応えられるようにすること。
- ⑲教員志願者の増加のため、奨学金の返還免除・軽減制度を導入すること。教育実習が過酷なものにならないよう週40時間を徹底するよう大学等へ申し入れること。
- ⑳国や県の責任による学校施設の全館・全室及び体育館などへの空調設備を導入すること。また、市町村立の小中学校への空調設備設置のための補助金を交付すること。
- ㉑県の責任において、専任・専門・正規の学校司書をすべての県立学校図書館に配置すること。小中学校への専任・専門・正規の学校司書配置のため、市町村へ補助金を交付すること。

第3章 県民に根ざした経済基盤を確立し、誰もが豊かに暮らせる愛知を実現

大企業優先に陥りがちな経済成長優先策を抜本的に見直し、中小業者・地場産業の技術

を生かし豊かな農林漁業振興で県民に根ざした経済活性化策への転換が求められています。また誰もが豊かに暮らせる愛知を実現するために、青年が希望を持てる社会の実現、県民がいきいき働けるルールづくり、中小業者の影響と暮らしを守る施策の充実が急がれます。ジェンダー平等社会の実現、表現の自由を尊重した文化・芸術活動、すべての県民がスポーツをする権利の保障も欠かすことができません。

1) 中小業者の技術を生かし、豊かな農林漁業振興で経済活性化を

I. 地域の資源を活かした地域内循環経済の構築を

- ①中小業者を経済の主役到大企業とも連携をはかりながら、中小業者を経済の主役にすること。愛知の豊かな森林資源を活用したバイオマスエネルギーの活用や小水力発電など再生可能エネルギーを活用し、エネルギーの地域内循環をめざすこと。地域に貢献する事業を基に、経済活性化をめざすこと。企業間・異業種間の連携をすすめるため連絡会議を設置すること。
- ②農林水産、大・中・小の商工業、観光などの分野代表で構成する審議会を設置し、県民の声を大事にした愛知の地域経済の活性化施策をつくること。
- ③環境保全や地域防災を担う中小業者の建設・土木工事への経営支援を強めること。重機や除雪機などの所有や保管、修理に対する助成制度を創設すること。
- ④省エネ・再エネ事業への事業推進の援助を行うこと。光熱費ゼロ住宅を基準に、太陽光パネル、EV充電設備、二重ガラスの高断熱などの補助金制度を創設・拡充すること。
- ⑤雇用でも経済効果でも地域経済へ大きな比重を占める介護・福祉事業分野の中小規模各種法人への事業改善と継続のための支援を行うこと。介護従事者の負担軽減、福祉充実につなげるため、中小業者の技術を活用した福祉ロボットの研究、開発への援助・支援を行うこと。
- ⑥大企業に下請け単価の適正化や内部留保の還元など、企業の社会的責任を果たすように働きかけを強めること。

II. 食の安全を確保し、県土を守る豊かな農林漁業を

- ①RCEP、TPPなどの自由貿易協定から脱退するよう国に求めること。
- ②主要農産物種子法の復活を国に求めること。
- ③名古屋港周辺などでは、遺伝子組み換えの菜種と在来種との交配の事例が生まれている。遺伝子組み換え菜種との交配による汚染が広がらないように、対策を進めること。
- ④免税軽油申請の手続きを簡素化すること。
- ⑤畜産、野菜、畑作、果樹、花卉（かき）なども、品目ごとの実態に即した価格保障と所得補償の拡充で、安定して農業を維持できる条件を整えること。有機農業就農者に所得支援を行うこと。
- ⑥県内の公共建築に県内材の利用促進をさらにはかること。また、森林税を活用して森林の保全と里山の整備をさらに促進すること。

- ⑦漁師が安心して漁業に従事できるため、魚価の安定対策を強化し、最低価格保障や所得補償ができる制度を創設すること。漁場を守るためにも伊勢湾・三河湾の自然を守る施策を行うこと。
- ⑧2019年から国連が定めた「家族農業の10年」がスタートしている。愛知県でその推進のための施策をすすめること。
- ⑨肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の農家負担金を免除するとともに、負担金免除相当額の交付額の削減をやめ、不足分は政府が手当てするよう求めること。
- ⑩カレントアクセスによる不必要な乳製品の輸入をやめること。生産コストと乳価との差額を補てんする制度を導入すること。
- ⑪地球温暖化もあって台風や豪雨などの自然災害が増大化している。共済制度に農家が加入しやすいように補助をおこなうこと。
- ⑫県農業試験場では「ゲノム編集」にかかわらないこと。
- ⑬学校給食の地産化・有機農産物（オーガニック）化について目標を決め、地場流通の促進を進め、パン、ソフト麺については100%県産小麦に切り替えること。学校給食に輸入の脱脂粉乳を使用しないこと。
- ⑭燃油価格、家畜飼料、肥料原料、農業資材の高騰に対する支援策を拡充すること。
- ⑮下水汚泥肥料について、P F A S濃度の検査を行い、国に基準を設けるように求めること。
- ⑯新規就農者について、県独自の支援を拡充すること。
- ⑰米不足と価格高騰の解消、米備蓄運営の正常化のために以下の項目について国に求めること。
- ア、米生産量や需要のわずかな増減による価格暴落・高騰を避け、市場への米穀の安定供給を図るため、生産者に生産調整を押し付けるだけの「需要に応じた生産」方式を改め、米穀の価格と需給の安定を図ること。
 - イ、米生産者への直接支払い制度を実施し、水田稲作経営の安定的拡大を図ること。
 - ウ、不作や国際的な穀物需給の変動が常態化しつつあることから、主要食料の安定供給を図るため、米・麦・大豆・飼料用穀物など1年程度の備蓄制度を確立し、基本計画の生産目標に備蓄分を明記し、再生産可能な価格で政府が必ず買入を行うこと。
 - エ、米価高騰と米不足で調達困難になっている学校給食、医療・福祉施設等への政府備蓄米の直接供給を緊急に行うこと。この際、既存の納入契約業者を利用すること。子ども食堂やフードバンクへの備蓄米無償交付をさらに量・条件を拡充すること。
 - オ、米価高騰のもとでも、安心して米など食料品の購入ができるよう、生活困難者むけの、おこめ券やクーポンなどの直接給付による支援を緊急に行うこと。
 - カ、水田機能を最大限活用し、主食用米・加工用米・備蓄米・飼料用米まで作付けを全面的に拡大すること。そのためにも、水田の畑地化をやめ、耕作放棄地の復田への助成拡大や水田活用の直接支払交付金などを増額・拡充すること。

2) 誰もが安心して豊かに暮らせる愛知を実現

I. すべての性の意見が反映された「ジェンダー平等社会」を

（１）「ジェンダー平等社会」の推進

- ①ジェンダー平等を推進するための総合的な体制を確立すること。
- ②憲法を大切にし、県男女共同参画推進条例、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法などに基づき、職場、地域、学校、家庭など、あらゆる分野でジェンダー平等（性別にかかわらず平等）を推進すること。
- ③男女共同参画推進条例については、よりジェンダー平等の視点に立った男女平等推進条例に改正すること。
- ④子どもの発達と心身にそくした包括的性教育（ジェンダー教育、「性の多様性」教育等）を推進すること。
- ⑤パートナーシップ制度を制定すること。
- ⑥DV（配偶者等からの暴力）、性犯罪、ストーカー痴漢などの実態、性暴力被害者支援ワンストップセンターの存在や活用方法を広く県民に知らせ、増設もすること。
- ⑦県の各種審議機関委員の女性の比率を４割以上に引き上げること。県管理職は、職員の男女比率に応じて登用すること。
- ⑧性的少数者（LGBTQ）に対する理解を深め、差別や偏見をなくすように啓蒙活動を進めること。各種申請用紙の改善を行い、相談窓口を設置すること。
- ⑨選択制夫婦別姓を実現する民法の改正を国に強く求めること。
- ⑩日本軍「慰安婦」問題解決のために、日本政府に対し「課題の事実を認め被害女性に対して謝罪と補償を行う」よう求めること。教科書などに「慰安婦」問題を記述して次世代に継承することを強く働きかけること。
- ⑪子どもの権利を守るため、「離婚後共同親権導入」の廃止を国に強く求めること。
- ⑫女性を性的対象として扱う成人向け雑誌を規制すること。
- ⑬生理用品を県立学校のトイレ、公共トイレに常備すること。また、県内各自治体に常備するように働きかけること。生理休暇の取得推進へ、女性の健康のための欠かせない権利であることを周知すること。
- ⑭人権尊重の社会づくり条例、多文化共生推進プランにもとづき、外国人差別、デマを許さないとりくみを強化すること。

（２）誰もが自立して働ける愛知を

- ①全国 34 位にある経済分野のジェンダーギャップ指数の改善を図ること。特に全国 43 位にあるフルタイムでの男女間の賃金格差、全国 43 位にあるフルタイムの仕事に従事する割合、全国 31 位にある女性の管理職割合は、早急に解消するように努めること。このため、賃金・処遇等の差別の是正を企業に求めるとともに、女性の正規雇用を促進するよう産業界、教育界に引き続き強く働きかけること。
- ②誰もが働き続けられるために、憲法、労働基準法、育児休業法などに基づき、産休、育休、介護休暇が完全取得できるよう、企業や学校対象の研修や講演の実施など、周知徹底させる取り組みを強めること。また介護や看護休暇など、特別有給休暇の保障をしている職場に対して補助をすること。
- ③ハラスメントは人権侵害であることを周知徹底し根絶のとりくみを強化すること。事業主にはハラスメントの防止措置が義務付けられており、誰もが安心して出産・子育てがで

きるよう、マタハラや逆マタハラ、パワハラなどの防止のため、労働局とも連携しながら周知・啓発、規定の順守を企業に働きかけこと。

④家族内労働を評価しない所得税法 56 条を廃止し、自営業と農業の女性労働を正當に評価するよう国に働きかけること。

Ⅱ. 青年が希望を持って学び、働ける愛知を

①「正社員が当たり前」の社会に向けて、県はその先頭に立つこと。「ブラック企業規制条例」を制定し、「ブラック企業」の実態を県として調査・把握し、指導を行うこと。また、「ブラック企業」「ブラックバイト」で働く青年の相談窓口を開設すること。

②県内の大学・専門学校・高校などと連携して、社員一人ひとりを大切にする「優良企業」の認定・公表を行うこと。

③若者の就労支援の取り組みを強めること。生徒・学生の就職支援の相談窓口を拡充するとともに、市町村に青年・学生を対象とした就職（就労）支援の相談窓口を開設すること。

④生活に苦しんでいる学生に対し、県独自に給付型奨学金制度をつくること。

⑤県立大学の授業料の軽減を図り、家庭の年収が 500 万円以下の学生の入学金・授業料の減免制度を設けること。

⑥若者のサークル活動や文化活動を促進するため、その活動を保障する公共施設（青年の家や各種スポーツ施設など）を拡充すること。また、そのためにも職員体制の充実を図ること。

⑦多くの学生が、アルバイトを主な収入源としており、物価高騰などで生活危機に直面している。県独自の支援策を緊急に講じること。

⑧若者の生活支援という点から中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金の支援期間及び補助額をともに拡充すること。特に医療・介護・福祉・保育など公共的な業務を支えている職員に対しては人材確保の点からも内容を充実すること。

⑨パンフレット「知ってる？働くルール！」の内容を更新・充実すること。発行部数を大幅に増やし、すべての高校 3 年生、大学生に配布すること。就職を控えた高校 3 年生や大学生に労働法の基礎を学ぶ場を保障すること。

⑩経済的な事情でアルバイトを許可している高校生がブラックバイトで違法な働かせ方をさせられることのないように、基礎的な労働法教育をおこなうとともに、違法行為については関係機関と連携し、生徒を守ること。

⑪若者にとって、上記の要望において、役所等の施設へのポスターの張り出しに留まらず、SNS の活用など、すべての若者に情報が行き届く工夫をすること。

Ⅲ. 県民がいきいき働けるルールづくりを

①男女の賃金格差と地域間格差の是正、実質賃金の改善に向け、早期に最低賃金を全国一律時給 1500 円以上にするために知事が先頭に立つこと。県として、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げを実行し、合わせて政府の重点的な支援（交付金等）を活

用し、それに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しすること。

②36 協定締結状況を愛知労働局とも連携して調査し、違法な時間外労働、長時間労働をなくすこと。

③公契約条例を改正し、賃金・報酬下限額を設定すること。賃金および報酬単価は時給 1500 円以上とし、賃金単価及び報酬単価の報告結果を集計・分析し効果を検証すること。なお、報告を義務づける契約額を大幅に引き下げること。

④工事・業務委託契約事業者から報告された賃金単価及び報酬単価について集計し、報告を行わせている効果について分析を行うこと。

⑤中小企業、小規模事業者の賃上げに対し、賃上げ額に応じた助成金や社会保険料負担の軽減制度をつくるなど賃上げを促進する施策を行うこと。

⑥愛知県には外国人労働者が多いことをふまえ、母国語解説付きのパンフレットを作成すること。SNS を活用した相談窓口をつくるなど愛知労働局と連携し、労働相談体制を充実すること。

⑦県労働委員会が労働者の救済機関としての役割を果たすため、また、南医療生協事件のように労働委員会が不当労働行為に関与するなどという事態が二度とおこらぬよう公益委員には労働問題の専門家である労働法学者を任命すること。

⑧県労働委員会の労働者委員の任命は、「労働組合運動において運動方針を異とする潮流・系統が存在する以上、労働者委員構成においても多様性を有することが望ましい」とする名古屋地裁判決を踏まえ、非「連合」排除を改め公正に行うこと。また、半数を女性の委員とし、労働者の就業実態を踏まえて、非正規雇用労働者と医療・福祉産業の労働者を任命すること。

⑨厚生労働省「労働基準関係法制研究会」の報告書で示された「方向性については、最低限の労働基準を定める労働基準法の解体につながる懸念が強いため、県として労働者保護の立場を堅持すること。

⑩ILO 結社の自由委員会の報告・勧告をふまえた労働基本権の確立を柱とする民主的な公務員制度の確立を国に働きかけること。

⑪福祉、保育職場、とくに障害福祉施設および介護施設で働く労働者の雇用安定のために、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（2007 年 8 月 28 日 厚労省告示第 289 号）の趣旨にもとづき、県として独自の補助制度を創設・拡充すること。とくに地域医療介護総合確保基金を活用し、人材定着・確保のための補助制度を創設すること。

⑫介護・障害職場の一人夜勤を解消するため、県として独自の補助をおこなうこと。

⑬就労継続 A 型事業所で労働基準法などの労働法が守られない場合は、労働局とも協力して障害者の働く権利を守ること。

⑭フリーランス（雇用によらない働き方）で働く人たちが増えており、偽装請負などの労基法逃れを許さぬよう愛知労働局とも連携して対策をとること。県として各種給付金・支援金・補助金・貸付制度の相談および申請支援ができるよう窓口を市町村とも協力して設置すること。

⑮労働者のための研修センターを設置し、安価な会議室、ホール、宿泊機能を提供すること。

- ⑯愛知県労働運動史は第7巻発行以降編纂されておらず、1989年の労働戦線再編以後の県下における労働運動史がまとめられていない。当時を知る関係者も高齢化しており、直ちに編纂作業を開始すること。
- ⑰県職員の賃金は、県内の多くの労働者の賃金に影響を与えており、正規職員・非正規職員とともに物価高騰を上回る賃金引き上げを行うこと。職員を大幅に増員し、憲法に基づく県民のいのちと暮らし、権利を保障できるようにすること。
- ⑱「骨太方針2025」でも示されたように、愛知県および県内市町村で働く全ての会計年度任用職員に対し、総務省「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」（2024年6月28日）、（2025年3月31日）、（2025年6月25日）の改正に沿った対応が愛知県はもとより県内すべての市町村で遅滞なく図られるよう、適正な対応を働きかけること。
- ⑲「骨太方針2025」で示された女性の活躍・参画の推進に沿って、全国最低に置かれる愛知県内の女性の管理職割合を高めるための具体的な施策を講じること。そのうえで、すべての意思決定に女性が参画できる「ジェンダー平等」の職場づくりを推進すること。
- ⑳2025年10月1日より「愛知県カスタマーハラスメント防止条例」が施行されることとなる。総務省調査「地方公共団体における各種ハラスメントに関する職員アンケート調査」結果によれば35%の自治体職員が「過去3年間にカスタマーハラスメントを受けた」と答えており、民間の割合と比較して3倍以上の異常さを示している。県内自治体の状況を把握し、職員に健康被害を生じさせないための具体的な働きかけるとともに、官民を問わず労働の場面からあらゆるハラスメントをなくす条例制定に向けた検討を行うこと。
- ㉑愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会の開催にあたり、施設の建設や大会の運営に携わるすべての労働者に対し、過重労働による過労死や健康被害を生じさせることが無いよう、主催団体として労働安全衛生に万全を期すこと。なお、特措法の制定など時間外労働規制の適用除外を求めるような行為は厳に行わないこと。

IV. コロナ禍の影響が残るなか中小業者の営業と暮らしを守る

- （1）物価高騰・円安対策のため、中小業者特別支援施策を実施すること
- ①燃料及び原材料の負担を軽減し事業継続を支援する制度を創設すること。
- ②価格高騰や円安の影響を受けている中小業者の経営を支援するため、給付金や固定費補助など直接補助制度を創設すること。
- ③中小業者が疾病等により事業活動の停止を余儀なくされた場合に、安心して事業活動を再開できるよう休業補償や傷病手当などの支援制度を創設すること。
- ④中小業者の経営と地域経済を守るため、住宅と店舗を対象にしたリフォーム・グリーン設備導入助成制度を創設すること。
- ⑤中小業者がワンストップで相談できる窓口を設置すること。そのための十分な人員を配置すること。
- ⑥中小業者施策は、愛知県中小企業振興基本条例に基づいて実施することや、中小企業団体・大企業・金融機関が条例にそった役割が発揮されるよう努力すること。そのための振興会議を設置し、小規模企業の意見を十分に反映できるように当該団体の代表等を委員に

選任すること。

⑦検討が始まる「あいち経済労働ビジョン 2026-2030」は、中小業者が活躍できる内容とし、検討委員会に当該団体の代表を委員に選任すること。

（２） 地方税等の減免制度と徴収猶予について国・自治体に働きかけること

①収入減少などにより納税が困難な中小業者世帯に対して住民税減免を行うこと。また、納期限後の減免を認めること。

②地方税等の徴収の猶予は総務省通達に沿って積極的に行うこと。自治体窓口での親切丁寧な相談と徴収の猶予の認定を行うこと。

③納税相談にあたっては、納税者の状況をよく聞き、経営・暮らしの継続を困難にする強権的な差し押さえ等の徴収を行わないこと。

（３） 全中小業者に必要な資金を融資し、中小業者の経営を守ること

①全中小業者に必要な資金を融資し、返済期間の延長や借り換え融資などで柔軟な対応を行うこと。

②国・自治体の中小業者向け融資制度拡充の趣旨に沿い、資金が必要な全ての中小業者に融資を行うこと。

③審査に当たっては、厳しい経営環境を十分に考慮し、既往債務の実績や返済能力など金融ベースでだけで判断しないこと。

④返済条件の変更に柔軟対応し、既往債務と利息の返済凍結を認めること。新たに発生する保証料などを県が負担すること。

⑤「20年返済・据置期間10年・据置期間中無利子」融資制度を創設すること。

⑥制度融資は、県がイニシアティブを発揮し、愛知県信用保証協会や金融機関と連携し、公的融資制度の役割発揮に力を注ぐこと。

3) 文化、芸術、スポーツが光る愛知を

I. 県民のくらしを豊かにする文化、芸術活動、鑑賞を

①現在わずか国家予算の0.11%にすぎない文化予算を、フランス(0.88%)や韓国(1.05%)並みに大幅に引き上げるよう、国に働きかけること。

②コロナ禍で疲弊した文化・芸術を支援するために引き続き財政措置や対策を行うこと。

③愛知県文化施設活性化基本計画を見直し、愛知芸術文化センターの指定管理者制度を取りやめ、公共の施設として、県の直営とすること。愛知県陶磁美術館の指定管理制度の導入計画があるが、県美術館と同様に直営を今後も続けること。

④愛知県の文化活動を円滑に進めるために民間の文化施設に対しても必要な援助をすること。

⑤国際芸術祭は、地元芸術家作品もとり入れるなど、地元密着型を重視すること。なお開催にあたっては、愛知県美術館などを利用している団体との懇談会を行い、開催内容を検討すること。

- ⑥ウイंकあいち（愛知県産業労働センター）など県の施設の利用料が、同規模の名古屋市の施設と比較して高く、また公共施設のもつ公共的性格から引き下げること。
- ⑦愛知県芸術劇場をセンターとして、知立市、長久手市、岡崎市、豊橋市などの劇場とネットワークを築き、経済効果も期待できる同一企画の巡演を検討すること。
- ⑧小中学生、高齢者に文化に触れる機会を促すために、県が管理する芸術・文化施設の入館料を無料にすること。また、美術学生にも入館料を無料にすること。働いている人のため入館時間を延長すること。
- ⑨県内で活動する文学団体や同人誌の文芸雑誌発行に対して、郵送料の補助など支援を県独自で行うこと。また国にも定額での送付の措置など対応を働きかけること。
- ⑩県内のすぐれた文化人の死去等に伴う寄贈蔵書等の保管を必要に応じて行うこと。そのための財政的措置を行うこと。
- ⑪日本国憲法で謳っている「表現の自由」を守ること。憲法を守ることを明記した行事に、憲法を守る立場の自治体として「政治的中立」を理由とする「後援拒否」をしないこと。

Ⅱ. スポーツのあり方を県民本位の施策で

スポーツを通じて、自己実現、精神的、肉体的要求を実現し、共通のスポーツを勤しむことにより仲間、友人作りが叶えられる。それはスポーツの目的に位置する要求である。また健康保持増進という側面も見逃すことはできない。人間の根源的要求としてのスポーツを維持発展させていくことは自治体の責務である。

- ①愛知県教育委員会より 2025 年 3 月に発表された愛知県スポーツ推進計画 2023-2027 の「はじめに」の文章に「すべての人々が生涯にわたりスポーツに関わり、スポーツにより人と人とがつながる愛知」とある。正にこの考えを実施するスポーツ計画であるべきである。ところが実際の中身は公助の前に共助社会の拡大をうたい、子どもの体力低下やスポーツ実施率の低さを問題としながら原因究明はなく、解決のための具体策がない。策定趣旨では、スポーツ基本法が地方自治体のスポーツ計画の推進計画の策定を規定していることにふれている。策定で終わらず解決のための具体策を示し実施すること。
- ②2026 年に愛知県と名古屋市共催によるアジア・アジアパラリンピック競技大会が間近に迫っている。既に口論義運動公園野球場がクリケット会場となる可能性があるとして、既に予約してある野球場が取り消しとなった。関係団体から代替え案は提示されたが当初の日曜日でなく土曜日であったため断念したと報告があった。ただでさえ足りない県内スポーツ施設が、さらに利用困難になる恐れが強まっている。既存の企業所有の施設や大学の施設を借りられるよう調整するなどして、より多くの県民がスポーツを日常的に楽しめる環境を整えること。
- ③アジア・アジアパラリンピック競技大会の開催経費が当初の 850 億から愛知県と名古屋市が支出費用の総額が 1900 億円以上となるとの報道がある。8 年もの間、経費の見直しの公表がされないまま現在に至っており、2025 年 9 月まで、経費の見直しの発表を引き延ばしにしている。また、県民負担とならないように国の支援を取り付けることも不確定であ

り、支援が得られなかった場合の県負担となる可能性も明らかにされていない。開催経費の透明性を高め、県民で議論できる資料を早急に示すこと。

④いつでも、どこでも、誰もが、いつまでもスポーツが行えるよう、また時間がない、お金がない、施設がないの「3ない」から脱却できるよう施策の充実や利用者負担の無償化や軽減を図ること。

⑤愛知はピンポン外交の発祥の地である。スポーツを通じて、諸国民の相互理解と友好を促進し、平和な世界の実現に貢献する企画を実施すること。

⑥スポーツから暴力、ドーピングの撲滅のため、学校教育や市民を対象としたスポーツ教室を組織し、文化的側面から啓発活動を行うこと。指導者への研修も行うこと。

⑦高等学校の体育施設の県民開放の利用時間と利用対象の拡大を行うこと。また大学、企業の体育施設の活用制度をつくること。

⑧新規施設の建設では、計画段階で県民要求を取り入れるタウンミーティングを積極的かつ定期的に行い、県民へ計画・予算の情報を開示すること。

⑨名古屋市には市障害者センターがあり、現在西区にも計画がありますが、愛知県には障害者が日常的にスポーツに親しめる施設がありません。障害がある人もない人も同じ場所で日常的にスポーツに親しめる施設建設と環境づくりを早急にすすめること。

⑩草の根の国際スポーツ交流が促進できるよう、補助金制度をつくり活用を図ること。

⑪施設不足で休日等に会場が確保できない状況が多くなっている。また愛知県武道館は使用料が名古屋市の約4倍と高額である。県民が手軽に使用できる料金に見直すこと。

⑫受益者負担の考え方をとらず、施設利用料の値上げを行わないこと。

⑬全国各地で取り組まれているコンベンション支援制度をつくり、観光活性化をはかりながらスポーツ団体への財政援助を行うこと。

⑭スポーツ団体や個人の活動を援助し、スポーツの発展に寄与するスポーツ補助金制度をつくること。

⑮2025 大阪万博の元請けの外資系イベント会社から計約3億4千万円が支払われていないことが報道された。イベント会社は来年の愛知・名古屋アジア大会を控え、運営に関する630億円規模の契約を組織委員会側と結んでいることから再度契約の見直しをすること。

⑯国主導の総合型地域スポーツクラブが2005年から始まりおおむね8割の実施率に至っている。同時に自主的スポーツクラブも県民のスポーツ要求に応える重要な受け皿になっている。そういう自主的スポーツクラブに対しても施設使用料の減免等財政支援を含めて援助をすること。

⑰戦争当事者国も含め平和の祭典であるオリンピック精神に基づき、スポーツを通じ反戦、平和の精神をアジア諸国民に訴え平和なアジアを築くことに努めること。

⑱ジェンダー平等を大会の方針の一つとして位置づけ、世界経済フォーラム、ジェンダーギャップ指数(2025年6月12日現在)は、148か国中118位の日本の現状からアジア大会を通じ、国とともにジェンダー平等の質の向上に向け取り組むこと。

第4章 安全、平和をまもる愛知へ

いつ起きてもおかしくないと言われる南海トラフ大地震と津波、豪雨災害の頻発・激甚

化、乱開発などによる土砂災害などから県民の命・安全を守るために全力をあげる必要がある。気候危機打開にむけて温室効果ガス削減への愛知県の責任も重大です。

また、政府がウクライナ戦争や中国、北朝鮮などの脅威を口実に、アメリカの要請で憲法違反の敵基地攻撃能力保有や軍事費大増強に突き進むなかで、軍需産業が集中する愛知で県民が戦争に巻き込まれる危険が大きくなっている。愛知県は、政府に核兵器禁止条約への参加を促し、憲法9条が生きる非核・平和を求める県政の実現が求められる。

I. 地震・風水害、原発災害から県民を守るために

防災計画等の改定を踏まえて

能登半島地震を踏まえた「防災基本計画」の修正及びスフィア基準（人道憲章と人道支援における最低基準）を取り入れた「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改訂等を受け、愛知県地域防災計画が修正された。

必要な生活空間の確保やトイレの確保・管理、在宅・車中泊避難者への支援など、修正された事項の多くに私たちの要望が反映された。今後は市町村の進捗状況を把握し、計画を具体化が強く求められる。あいち防災アクションプラン（愛知県地域強靱化計画 行動計画）の諸課題の推進も期待する。そのことを前提として、さらに強化すべき点を要望する。

（1）災害から県民を守るために

1）地震・津波への備え

① 住宅の耐震化

住宅等の耐震化を強力に推進すること。愛知県下の住宅耐震化は約8割だが26%の東栄町など耐震化率が低い地域もある。県として市町村ごとの耐震化データを公表し、市町村の耐震化率を引き上げる個別支援策をつくること

② 建築物の耐震化

愛知県の第一次緊急輸送道路沿いの建物の耐震化は22%であり、早急に対策を講じること。

③ 地盤の耐震化

液状化による建物被害への対策を予防策もふくめて進めること。

④ 宅地の耐震化を促進すること。液状化が予測される軟弱地盤や大規模盛土造成地分布状況を把握し、地盤改良などの対策をすすめること。擁壁の補強を支援すること。

⑤ 住宅の耐震、部分不燃化対策、マンションの耐震改修など建物の耐震性強化の支援、家具等の転倒対策の強化をすすめること。

⑥ 公共施設、特に学校の塀や壁、バックネットの支柱など、倒壊の危険があるものを早急に撤去・補強すること。危険なブロック塀を除去すること。

⑦ 津波避難

ア、南海トラフ地震臨時情報にもとづく事前避難対策地域では住民への正確な情報発信とともに、具体的な避難先の確保と当該地域での津波避難施設の建設を進めること。

イ、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された豊橋市、田原市、南知多町

について、住民と来訪者が全員避難できる津波避難施設を整備すること。

- ウ、津波災害警戒区域では、避難促進施設の整備、地域防災計画の改定、津波避難訓練の実施など津波防災地域としての対策を強化すること。津波避難ビルやタワーだけでなく、人工の高台公園型や、歩道橋型の津波避難施設など、公園や広場として日常的に利用可能な避難施設を増やすこと。命山（避難するための人工の丘）や避難ビルの整備、堤防・水門の総点検、大規模改修、耐震性強化などをすすめること。
- エ、必要な地域では市町村との連携を強め津波災害特別警戒区域の指定を急ぐこと。
- オ、津波避難ビルなど「指定緊急避難場所」は、まずは逃げるための場所として一時的な避難を想定しているが、津波警報が長時間発令されたケースが生じたことを踏まえ、緊急避難が長引いても生活と健康を維持できる手立てを講じること。

2) 台風・豪雨・土砂災害への備え

- ①スーパー台風や線状降水帯による豪雨災害の発生を踏まえて、河川改修計画と浸水被害想定を見直すこと。基礎自治体の枠を超えた広域的な避難計画を立て、訓練を行うこと。堤防の嵩上げ、水位計や監視カメラの増設を行うこと。
- ②日本最大のゼロメートル地帯である名古屋南西部を含む尾張西部地方について、津波避難施設の整備、河川・海岸堤防の耐震強化、排水機場の耐震化、地盤沈下と液状化対策などを当該自治体と連携して早急に進めること。
- ③土砂災害危険箇所（土石流・急傾斜地の崩壊・地滑り）について、必要な土砂災害警戒区域 2024 年 8 月 30 日現在 18,878 か所および土砂災害特別警戒区域同 16,955 か所の指定を急ぐとともに、砂防堰堤の整備、ため池対策などを加速すること。ライフラインを総点検し、急傾斜地崩壊危険区域など土砂崩れ対策、大規模造成宅地災害対策を強化すること。
- ④3 人が亡くなった昨年 8 月の蒲郡市での土砂災害について、報告書では災害の原因が不明である。土石流のような現象の要因と推定される大量の表流水の発生源を特定するなど、事故原因を解明し、再発防止策につなげること。

3) 避難計画・避難所・仮設住宅など

- ①個別避難計画の策定について、災害時ケアプランの作成など各自治体での具体化を支援し、県として毎年の進行状況を公表すること。「災害ケースマネジメント」の導入をすすめ、一人ひとりの被災者に寄りそった支援を行うこと。
- ②福祉避難所の絶対数を増やすこと。福祉避難所となる施設に対し、耐震化はもちろん、要援護者を収容できるスペースと必要な人員を確保すること。「受け入れ対象者直接に指定福祉避難所等に避難できるよう、あらかじめ調整しておくこと」の具体的にすすめること。
- ③ペットを連れた避難者に対応できる設備、スペースを確保すること。
- ④トイレについて、「スフィア基準に沿って、初期段階では 50 人に 1 基、中期段階では 20 人に 1 基とし、女性用と男性用の割合が 3:1 となるように対応する」ことを地域防災計画に明記すること。
- ⑤避難所等の居住スペースについて、「スフィア基準に沿って、一人当たり最低 3.5 m²」となるようにすることを地域防災計画に明記すること。
- ⑥県として少なくとも TKB（清潔なトイレ、温かい食事、地面より高い寝床）を用意し、

発災後 48 時間以内に被災地に届ける仕組みを構築すること。そのためにトイレトレーラーやキッチンカーなどを一定数備えること。

⑦避難所運営にジェンダー平等の視点を取り入れること。とくに女性、障害者、外国籍の方等の人権・ニーズに配慮するために避難所運営組織への女性とマイノリティーの方の参加を義務化すること。

⑧感染症の早期発見と予防のために保健師など保健所業務の人的体制を抜本的に強化すること。感染者の隔離および医療機関などへの搬送に必要な体制をとること。

⑨備蓄すべき物資について、すべての市町村が必要な物資を備蓄できるように、財政的支援や備蓄品の現物提供、広域的な避難所の相互提供体制の確保も含めた措置をとること。県として生理用品や粉ミルクなど必要な備蓄及び配置場所を増やすこと。

⑩帰宅困難者の避難場所と避難施設及びその受け入れを抜本的に拡充すること。

⑪県内産材を利用した木造仮設住宅の開発をすすめること。民間賃貸住宅を「みなし仮設住宅」として活用すること。コンテナやトレーラーハウスなどの活用も検討すること。

⑫市町村長による避難指示や住民への伝達を的確におこなうこと。学校の登下校や保育園、介護施設の送迎について、県および市町村が責任をもって早めに指示を出し、保護者にも的確に情報が伝わるようにすること。外国人への避難情報が的確に伝わるように徹底すること。

4) 産業関連

①石油コンビナートについて、必要な消防力を広域的に確保するとともに、地震の際の護岸の側方流動化をはじめとした地盤の液状化対策を強化すること。愛知県石油コンビナート等防災計画、(衣浦地区特別防災区域) 内にある J E R A 武豊火力発電所での相次ぐ火災事故について徹底した原因究明と再発防止策、近隣住民への説明を求めること。石油コンビナート等防災計画の対象に石炭及びバイオマス燃料などによる災害も加えること。

②台風等災害による停電の被害を防止し、発災時の早期復旧が可能となるように、必要な人員の確保や災害対策を準備するように、電気事業者と協議、連携すること。

③亜炭鉱跡地対策を促進すること。亜炭鉱跡の実態を把握するための調査および充填に関する事業の実施を国に働きかけるとともに、国の「旧鉱物採掘区域防災対策費補助金」を申請し、県として率先して抜本的な対策を行うこと。

5) 防災行政

①消防力の低下をもたらす消防組織の合併、消防署や出張所の統廃合を中止すること。

②遅れている基幹的広域防災拠点の整備にあたっては P F I 方式に固執せず直営で進めること。

③臨海部にも基幹的広域防災拠点の整備を進めること。

④被災者の生活再建のために県独自の支援制度を設けること。全壊住宅に対しては国施策とあわせて最低でも 600 万円の支援金を支給すること。また、半壊であっても住めない状態のものは全壊とみなす措置をとり、また床上浸水や液状化による被害等により事実上居住が困難になった家屋も支援の対象とし、相応の支援金を支給すること。

⑤愛知県防災会議の女性委員比率は 2025 年 5 月時点で 19.4%まで引き上げられたが、2024

年度の全国平均は 23.3%であり、第 5 次男女共同参画基本計画の目標は 2025 年度に 30%である。引き続き、抜本的に女性比率を引き上げること。

Ⅱ.「SDGs 未来都市」めざし県民が安心して暮らせる環境にやさしい愛知を

(1) 自治体の役割をしっかりと果たし、環境と県民の健康と安心を第一に

- ①実効ある自動車排ガス対策をとって、大気汚染の改善を進めること。名古屋港地域の大气汚染測定を充実させること。
- ②自動車 NOx・PM 法について、県として地域指定解除を申請しないこと。
- ③PM2.5 の環境基準達成のために、発生源の究明と具体的な対策を進めること。
- ④年齢や地域などの制限を付けない、ぜん息医療費助成制度の創設を国に求め、県として独自の救済制度を設けること。
- ⑤アスベストを「封じ込める」措置をした施設も、震災によって損壊し、飛散させる危険がある。措置済みの県有施設から計画的にアスベストを撤去すること。アスベスト調査・撤去への助成を、全市町村で実施できるよう働きかけること。
- ⑥自転車レーンや電気バス網へ県として補助を行うこと。
- ⑦県営名古屋空港周辺で騒音被害が発生している。県として厳正に対応すること。

(2) 温暖化防止対策の積極的な推進を

- ①パリ協定の 2030 年度の温室効果ガス排出削減目標達成のため、2025 年 2 月 18 日、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030 年度において温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すことを決定しました。県は、具体的な取り組みを進めること。
- ②県有施設に太陽光、風力、小規模水力など再生可能エネルギー発電施設を設置すること。
- ③石炭火力発電は世界の趨勢に反する。水素・アンモニア混焼もその製造全過程を含めて考えると、CO₂ 削減にならない。脱火力発電に舵をきり、削減の目標値を定めて取り組むこと。
- ④温暖化対策として食料・エネルギーの地産地消を拡大すること。
- ⑤省エネ、再生エネルギー活用の観点から、中小企業の省エネ・再エネ設備導入の支援、光熱費ゼロ住宅、二重ガラスの高断熱対策に補助を行うこと。自転車レーン設置、公共交通拡充をはかること。

(3) 「原発ゼロ社会を目指す愛知県宣言」を行い、行動にうつすこと

- ①国や電力会社に原発ゼロへの政策転換を働きかけること。
- ②南海トラフ巨大地震の震源地の真上にある浜岡原子力発電所は永久に停止、廃炉として、核燃料を安全な場所へ移動させるよう中部電力に申し入れること。
- ③能登半島地震で石川県の志賀原発が重大な被害を受けました。福井県の原発群のみならず日本海沿岸にある原発も極めて危険であり、廃炉を求めること。
- ④住民の声を反映できるよう「愛知県地域エネルギー条例」を制定し、太陽光、太陽熱、風力、小水力、バイオマスなど、再生可能エネルギーの開発と普及を計画的に取り組むこと。

⑤電力自由化を契機に、県として原発に依存しない電気事業者との契約変更を積極的に進めること。

（４）環境と県民生活に影響を与える事業はゼロから見直しを

①設楽ダムは、環境を大規模に破壊し、利水、治水の面でも不要である。ダム事業から撤退すること。2019年の渇水でも大きな影響のない節水で対処できており、水道用水使用権を返上し費用負担を止めること。ダム建設地には多数の断層が通っており、大規模な岩盤滑り(深層崩壊)を繰り返しており、設楽ダム本体工事の前に第三者の専門家からなる、検証委員会を立ち上げ、地質地盤の科学的検証を行うよう、事業者に応じ入れること。

②木曽川水系連絡導水路計画は、過大な水需要予測に基づくものであり、県として「建設に同意しない」との考えを固め、中止するよう国に働きかけ、県として事業から撤退すること。長良川河口堰の開門調査を早期に実施し、国に「合同会議」の開催を申し入れること。

③中部空港沖への埋め立て計画と中部国際空港 2 本目滑走路計画は中止すること。県営名古屋空港の活用で航空需要増には対応し、関西空港・伊丹空港が分担して業績を上げている実態を調査・研究し施策に反映するようにすること。名古屋港の浚渫土砂は干潟の再生、貧酸素水塊が発生する伊勢湾中央部深場の改善など環境保全に寄与する分野に活用すること。

④国道 155 号・西知多道路は現在の交通状況が計画交通量の 6 割に留まっていることから見てまったく必要ないから約 2000 億円かける道路建設はムダな事業であり、その財源を県道の保全に回すこと。新たな空港へのアクセス道は不要であり、ムダな西知多道路計画は撤回すること。

⑤今、愛知県に求められる道路行政は、近年多発する豪雨による、道路の陥没・崩壊、崖崩れ、橋の崩落等による被害を食い止めるために、県管理の国道・県道、橋などの危険箇所調査・点検を行い、随時でなく、ただちに補修、掛け替え、崖崩れ防止策など、県民の安全・安心に役立つ計画の転換を行うこと。

⑥カジノ産業は、ポストコロナの社会でも斜陽産業であり、根底から成り立たない。刑法が禁じる賭博を合法化して地域経済を吸い上げ、ギャンブル依存症などを生む、カジノは誘致しないこと。国際観光都市の名のもとに、カジノを含む統合型リゾート（IR）で、人の不幸をうみだす事業は自治体の仕事ではない。国に対してカジノ実施法の廃止を求めること。

⑦高すぎる愛知県国際展示場の貸し出し料金を見直すこと。国内での需要拡大のため、企業活動だけでなくNPOなどの非営利活動の需要にも応えるため、低額料金での貸し出しも工夫すること。空からも鉄道からも交通の便が良いことから、名実共に多彩な「エンターテインメント」会場となるよう工夫すること。

⑧産廃処分場の認可にあたっては当該市町村および地域住民との同意を条件にし、環境保全を最優先すること。ダイコー事件（食品廃棄物の横流し事件）に学び、産廃処理業者への監視・調査・指導を徹底すること。

（５）環境に影響を与える事業は計画段階から県民参加で

①現行環境影響評価制度を、「構想、計画段階からの実施」「ゼロオプションをふくむ代替

案の追加」「必要性に対する評価」「市民参加の充実」など、戦略的環境影響評価制度の内容を持ったものに見直すこと。

②規模が小さいなどの理由で環境影響評価の対象とならない計画でも、県が関わる事業では、大気、騒音、自然環境など影響調査を実施し、住民への説明を行うこと。

（６）環境首都あいち（環境先進県）をめざしてより積極的な施策を

①関係する自治体や自然保護団体と協力して、一色干潟、汐川干潟、六条潟など、三河湾の浅瀬・干潟を保全し、ラムサール条約登録地とするよう働きかけること。

②環境省は 2022 年（令和 4 年）に、「伊勢湾の低層溶存酸素量の環境基準の水域類型」が指定されました。目標とする達成率と達成期間を決定するための取り組みとスケジュールを明らかにすること。

③貴重な自然環境を守るため積極的に「自然環境保全地域」を指定し保全に努めること。

④県有施設においては植栽などに極力農薬を使用しないこと。施設建設にあたってはできるだけ化学物質を使わない、人にやさしい建材を使用すること。

⑤持続可能な開発目標（SDGs）に対応した計画を策定すること。

⑥アサリ、ノリ等の漁業振興のためにも伊勢湾・三河湾の環境保全・再生を進めること。リンの濃度を適切に管理すること。

⑦「プラスチックのゴミ・ゼロ」をめざし取り組みを加速すること。

⑧豊山町配水場はじめに各地でPFASが検出され住民の不安が高まっている。県は原因究明・汚染防止、健康被害解消に責任をもつこと。また、早急に全県規模での実態調査を行うこと。

（７）リニア中央新幹線事業は中止して県民生活に必要な交通基盤の拡充を

①リニア中央新幹線は現行新幹線と比べて 4 倍以上の電力を浪費し、CO₂ 排出量も 4 倍になり地球の温暖化を促進する。また、トンネル工事で地下水の枯渇や自然環境、生活環境の破壊が避けられないため、愛知県はリニア新幹線事業への協力および県の関連事業の推進を行わないこと。

②2014 年に認可されたリニア新幹線事業・環境影響評価書では、リニア工事の発生土、要対策土の処分先も定めないまま工事が進められている。JR 東海は処分先への工事車両運搬による環境アセスも行っていない。愛知県は発生土処分先の確保に関わってきた。リニア工事はこの先 20 年近く続くものと思われる。発生土処分による環境を悪化させないよう国と JR 東海に対策を求めること。

③2024 年 2 月岐阜県瑞浪市大湫町リニアトンネル工事で井戸とため池が枯渇する事故が起きた。この事故を受けて岐阜県は環境影響審査会地盤委員会を今年 1 月までに 9 回開催している。愛知県内のリニア工事では、2018 年 12 月名城非常口の立坑工事で 50m 掘削した所で底部から水が湧き出す事故。2022 年 2 月西尾工区トンネル工事で出たフッ素ヒ素含有土砂土量約 5.3m³（仮置き面積・約 16m²）が岐阜県多治見市富士見町の残土処分場に運び込まれていたことが岐阜県の調査で明らかになった。また、2022 年 3 月西尾工区トンネル工事でコンクリート片が落下する事故があった。2021（令和 3）年 1 月から、西尾工区リニア本線トンネル掘削工事に伴い、春日井市明知町では事業所の地下水（井戸水）が濁る、周

辺の住宅 12 軒の井戸の水位低下・枯渇した。湧き水を使用している池が枯渇、飼っている鯉が 10 匹死んだ。トンネル発破工事で建物が揺れ、風呂の水が揺れて溢れた。畑作業中に足元が揺れた。井戸の壁が崩れた。事業所の建物の壁にひびが入り。床がガタガタになって地盤沈下が進行している等、岐阜県瑞浪市大湫町と同じような事象が起きています。これらは環境影響に関わる重大な事故につながるので、愛知県でもリニアトンネル工事について環境影響評価審査会を開くようにすること。

④知事が環境影響評価準備書に対して提出した 55 項目の意見が、事業者たる J R 東海によってどこまで配慮されているのか、知事の手によって項目ごとに精査して示すこと。

⑤大深度地下法のもとで進められている外環道トンネル工事では、陥没事故・地下に空洞ができる。よって、軟弱になった地盤、強化工事で 30 軒の住宅が 2 年間立ち退きを強いられ、生活設計を壊され、苦難に追い込まれるなど、1000 軒もの住宅が損傷、多数の住民が振動、騒音、低周波被害に遭う等が起きている。

愛知県内で進められている大深度地下トンネル工事について、J R 東海は施工管理を十分に行い、地上の土地利用に支障が生じないように行ってゆくと述べているがシールドトンネル工事の安全性は確立していない。当面、県として県民生活を守る立場から、J R 東海などに下記 4 項目を緊急に要請し、実施させること。

ア、シールドトンネル工事による被害を未然に防止するため、沿線自治体と「環境保全協定」を締結すること。

イ、大深度地下トンネル工事が行われている名城工区、坂下西工区では昼夜にわたって、発生土の搬出、トンネルセグメントの搬入、資材搬入等の工事車両走行でルートの周辺住民は騒音、振動、低周波音、排気ガス等の被害を受ける。またシールド掘削機による振動、低周波音による被害も起きている。これら住民からの被害申し立ての窓口を愛知県、関係自治体に設置すること。

ウ、大深度地下工事区間の、地権者の土地使用にかかわる保障について個々の地権者に丁寧に行うよう J R 東海に強く要請すること。

エ、リニア開業は 2034 年以降になると言われている。膨大な工事費に国民の税金をつぎ込んでおり、工事資材・人件費の高騰、南アルプス難工事による工事費がさらに増え続ける。リニア中央新幹線は 86%地下トンネル、工事による自然環境・生活環境への影響は避けられず、供用後もトンネル内での事故火災地震で、乗客に甚大な被害をもたらしている。このようなリニア中央新幹線事業を中止すること。

Ⅲ. 「非核平和愛知県宣言」を行い、憲法 9 条が生きる平和な愛知を

(1) 「非核平和愛知県宣言」を制定し、憲法 9 条を基本に平和を守る県政を

①2024 年度のノーベル平和賞を日本被団協・被爆者が受賞した。あらためて「核のタブー」をつくってきた被爆者運動が世界から評価されたものである。現行の平和県宣言の「戦争のない世界、原水爆脅威のない世界は、全人類の悲願である」(1963 年県議会議決)という宣言文を、核兵器禁止条約が発効し、被爆者がノーベル平和賞を受賞した現在の情勢に合わせて改訂し、「非核」を頭につけた宣言に発展させて「非核平和愛知県宣言」を県として宣言すること。その事業の具体化として、県庁前に「非核平和県宣言」の記念碑を建てる

こと。

②「日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める署名」に知事・議長を先頭に自治体関係者のみなさんが署名されること。また、住民のみなさんにこの署名を紹介し広く呼び掛けること。

③愛知県の平和事業を総合的に推進する部署を設置するとともに「平和県宣言」を土台に、非核平和事業を「総合計画・ビジョン」に位置づけて平和に関係する事業を担当する部署の連携を強化すること。核兵器廃絶と恒久平和の確立に寄与することをめざす非核平和事業の予算を充実すること。2025年度に実施した戦争に関する資料館運営協議会主催による「平和シンポジウム」は大変、良い企画であり、2026年度以降も、継続的に平和に関するこのような企画を開催すること。

④高齢化し、年々減少している被爆者の被爆体験の継承は、時間が限られてきている。今だからこそ、被爆体験の継承事業と、それを活かした平和施策をすすめるために、「被爆者支援予算」を大幅に拡大すること。県として被爆者のために、広島・長崎の祈念式典への参加費用の補助を予算化すること。

被爆者の健康、医療、援護策についての相談が身近なところで実施できるように、市町村施設での相談窓口の体制をつくること。県内の「黒い雨」被災者が被爆者健康手帳の申請ができるように周知徹底をはかること。

⑤健康と病歴調査を中心にした被爆二世の実態調査を行うこと。被爆者二世に対して、被爆者に準じた医療費助成と健診事業を県制度として行うこと。とりわけ、がん検診を健診項目に早急に入れること。「被爆二世健康記録簿」の取得が県内の被爆二世に広がるよう周知徹底をはかること。

⑥「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」で、核兵器の非人道性を理解するためにも、被爆の実相を伝える被爆者団体が作成したパネルの展示の企画展を検討すること。同資料館を通して、戦争体験の継承・戦跡の調査・戦争資料の収集などを行うこと。

⑦自衛隊の基地機能強化反対・基地撤去や、海外派兵中止を求めること。米軍等の空港の利用を認めず、軍用機の事故防止対策の強化を求めること。

⑧日本がかつて行った侵略戦争や植民地支配を反省し、県としてもアジア諸国と良好な友好関係をめざすこと。日本軍「慰安婦」問題、強制連行・強制労働問題解決のための立法化を国に強く働きかけること。

⑨小・中学校における平和読本の活用をすすめ、増刷を行い、学校での平和教育を推進すること。学校教育において日本国憲法、平和、ヒロシマ、ナガサキ、フクシマを学ぶ機会を設けること。広島平和記念資料館所有の広島市立基町高等学校の生徒と被爆体験証言者との共同制作による「原爆の絵」の活用を、原爆パネルとともに公共施設で展示し、とりわけ小・中学校、高等学校の教育現場での展示が広がるように県教育委員会から案内すること。

小・中学校、高等学校における平和教育のなかで被爆者の体験を聞く機会を広げること。修学旅行には沖縄・広島・長崎に行くことを推奨し、核兵器の恐ろしさ平和の尊さについて学ぶ機会を設けること。

⑩子どもの権利条約の観点から、小・中学校、高等学校において児童・生徒が、総合学習、職場体験学習などで自衛隊を訪問・招待し、体験や講義などを受けることがないようにす

ること。陸上自衛隊高等工科学校の募集案内送付のため、15歳の個人情報が集められる自治体がある。高等工科学校の生徒は、法律上の身分は自衛官でも自衛官候補生でもないため、自衛隊法施行令の「資料」つまり「名簿提供」の対象ではないと国も認める状況となっている。これらの事実を各自治体に通知し徹底を図ること。

⑪県内の自治体で、自衛官募集に関わって自衛隊に対して住民基本台帳の情報を提供している自治体がある。憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される」と定めている。これにもとづき、プライバシー権は、「個人の尊厳」の根源をなす基本的人権として確立している。最高裁判所も、住所、氏名、生年月日なども含めた個人情報を「第3者にみだりに公開されない自由」として認めている。そのため個人情報保護法では、行政機関が個人情報を保有できるのは「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合」で、かつ「利用目的をできる限り特定する場合」に限定される（第61条1項）とし、行政機関の長などが、いつわり、その他不正の手段で個人情報を取得することは禁止されている（同法第64条）。名簿提供は明らかに、個人の尊厳を定めた憲法に違反し、個人情報保護を求める法律に違反する行為である。これを踏まえ個人情報の提供は行いように、県内の自治体に県の見解として提起すること。

（２）空と海の平和な港を維持し、愛知が軍需産業の拠点化にならないために

①全国知事会が日米地位協定の改定を求めた2つの決議（2018年と2020年）に基づいて具体的な行動をとること。

②政府は、防衛移転三原則の運用指針の改定を行う閣議決定を23年12月、24年3月に行い、殺傷武器の輸出を解禁するなど、「安保3文書」にもとづく武器輸出拡大を急ピッチですすめている。ライセンス生産品の輸出、次期戦闘機の第三国への輸出を改悪するとともに、今後、5種類の要件緩和も狙うなど殺傷武器輸出の全面解禁も検討されている。愛知県はこれらに関わる軍事企業が多数存在し、大きなかわりが生じてくると考えられる。このような「武器輸出」は、戦争放棄を掲げた憲法9条の下では断じて許されない。愛知県として防衛移転三原則の運用指針見直しに反対の意思を示すこと。

③愛知県は「マッチングプログラム」等の事業を通じ、イスラエルのイノベーション庁（政府機関）と、連携協定を結んでいる。いまイスラエルでスタートアップ企業が多く創設されている背景に、イスラエルの軍の関与があると指摘されている。パレスチナでは多くの子どもや女性を含む市民が虐殺され、これをやめさせることが痛切に求められている。愛知県議会では、昨年7月3日に全会一致で「ガザ停戦決議」が採択された。これを踏まえてイスラエルとの事業連携をやめること。また、イスラエル・イノベーション庁との連携協定を破棄すること。

④核攻撃機である米軍機を含め他国の軍隊のF35が飛来して、名古屋飛行場に隣接する三菱重工において修理点検することに対して、県として反対の意志を表明すること。多数の欠陥を抱えるF35の市街地上空での試験飛行に反対すること。県は「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」に関わって、軍事産業支援につながらないよう、軍事転用禁止を明確にし、参加企業に求めること。

⑤政府が「敵基地攻撃能力」と規定する長射程ミサイルは、いずれも三菱重工小牧北工場で生産することになっている。いざ戦争になれば愛知が標的となる危険が増大するもので

あり、愛知の「拠点軍事工場化」に反対すること。

⑥「輸送・教育業務」を超える小牧基地機能強化は行わないこと。名古屋飛行場における自衛隊機の曲技飛行、低空飛行などの危険な訓練の中止を国に求めること。県として飛行高度の計測や騒音測定、夜間訓練など実態調査を行うこと。県営名古屋空港での米軍機、他国の軍用機の利用禁止を国に求めること。

⑦愛知県の地域防災計画「第115章 航空災害対策」では、民間機と自衛隊機の墜落などへの対策が明記されている一方で、F35のような「日米地位協定の適用航空機」や外国軍機への対応が明記されていない。愛知県防災計画に位置づけること。

⑧名古屋港は商業港として平和利用が守られるべきと考える。米軍艦船、自衛隊艦船の入港について、全ての軍艦船の入港に反対すること。とりわけ、全ての外国軍艦に非核の証明書を求めることを柱とする「非核〇〇港宣言」または「非核〇〇港条例」を実現すること。

第5章 市町村と県民を応援する県政を

県政の役割は、県民のいのちと暮らしを守る土台をつくることです。日本国憲法を暮らしに活かす立場にたって、県の制度として、子どもの医療費18歳年度末までの無料化、学校給食の無償化、少人数学級の実現や保育士の配置基準の上乗せなどが必要です。当面、市町村の施策が引き上がる土台となるよう応援を強める必要があります。また県内どの地域に住んでいても、行き届いた医療や教育が提供でき、公共交通の充実で移動の自由が確保できるよう、県のリーダーシップの発揮が求められます。県政の主人公である県民の様々な意見・要望に応えるとともに、各市町村の意見や県職員の声を県政運営に生かすことが求められます。

（1）県民の暮らしを守る土台をつくる県政を

①県民生活優先の公共サービスの確立と推進、そのための適正な職員の配置を行うこと。

②公務公共サービスの民営化・産業化はおこなわず、県が責任を持って公共サービスを提供すること。

③政府が進める「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体業務の標準化は自治体独自の施策を後退化させることになり、推進しないこと。

④ICT（情報・通信技術）の活用にあたり、個人情報の保護を最大限に留意し、住民参加を保障すること。

⑤チャットGPTなどの生成AIの活用にあたっては、積極的可能性を追求するとともに、多大な悪影響懸念（個人情報の流出、誤りを含んでいる、差別偏見の拡散、著作権侵害、倫理違反、職員の創造性の阻害など）を充分検討した上で個人情報保護を最優先とする厳格な運用ルールを定めること。このルールは国際的動向も踏まえて随時見直しを行うこと。

⑥県の人口の1割、面積では3分の1を占める東三河広域連合について、単純な経費の縮減や効率化を求めるのではなく、身近な行政は身近な自治体が行う立場で、安易な広域化を行わないよう関係市町村に働きかけること。

⑦道路使用許可申請手数料の免除対象変更後の運用について、いわゆるデモ行進など、言

論・表現の自由に関わる日本国憲法に保障された市民の正当な権利行使にあたる申請については、これまで通り手数料徴収の対象から外すこと。

⑧上下水道管の破裂、道路の陥没事故などが全国で相次いでいる。老朽化したインフラの整備は喫緊の課題であり、県民の暮らしを守るために優先的に行うこと。

（２）一部の企業だけが潤う「日本一元気な愛知」づくりではなく、国の悪政から県民生活を守る県政を

①グローバル展開する企業だけが潤う大都市圏づくりをやめ、「県政の目標は住民生活の向上」を第一に、国の悪政から県民生活を守るとともに、市町村や県民とともに住みやすい・住み続けられる愛知づくりをすすめること。

②グローバル企業の利益のためのＴＰＰなどについては日本の農業への十分な保護を行い、国民のいのちと健康を侵す恐れのある事項は十分防御するよう、政府に働きかけること。

（３）財界の意向を重視する県政ではなく、県民や市町村、県職員の声が生きる県政を

①県政を運営する主人公は県民であるという立場で、計画・企画の段階から情報公開をすすめ、現地・現場である各市町村の意見や県職員の声を県政運営に反映すること。

②大企業にも、社会的責任を果たすことを求める県政運営を進めること。

③各種審議会・委員会に公募による委員を含めて多くの県民の代表が参加できるようにするとともに、少ない女性委員の比率を５割にすること。

（４）「平成の大合併」と行革により過疎化が進んでいる市町村・地区に対して実態に合った特別の対策を

①「平成の大合併」と行革により過疎化が進んでいる 11 市町村・20 地区のそれぞれの実態に合った特別の対策を講じること。

②人口問題対策検討会議について、現行の４つのWGに加えて「雇用の確保」「地域医療の確保」「子育て支援」のWGを追加して議論を進めること。

（５）消費税反対の立場から県民の暮らしを守る愛知を

①国に消費税の５％への減税を働きかけ、県の水道料金や公共料金にかかる消費税については県民に負担させることをやめて県が支払うこと。県営水道料金の来年度からの値上げをやめるとともに、2024年９月時点の水道料金に戻すこと。

②大企業の実効法人税率引き下げ、中小企業の経営を圧迫する法人事業税外形標準課税の拡大に反対すること。